

# 意欲ある事業者経営・技術支援補助金

## 事業概要

市内の中小企業のみなさまを対象に、新製品・技術開発や新分野進出等経営・技術革新を支援するため、下表に該当する事業経費の2分の1を上限に助成します。

## 対象

- ・ 八尾市内で6カ月以上、同一事業を行っている市税を滞納していない中小企業者
- ・ 構成員の過半数以上が八尾市内に事業所を持っている中小企業交流団体

区分	対象事業経費の内容	補助上限額	
通常枠 ①(※)	製品開発 品質向上	・ 機械・器具の貸出使用料、専門機関への製品試験・調査研究・分析委託料 ※実施機関は、公益財団法人、公益社団法人、独立行政法人、その他交付基準に定める機関に限る。	10万円
	販路開拓	・ 購入型クラウドファンディングの実施に係る手数料 ・ 自社ECサイトやオンラインサービスの提供等を新たに開始する際に係るシステム・サービス利用料、掲載するコンテンツ作成に係る経費及びみせるばやおへの展示等を行うためのコンテンツ制作費用（外注に限る）	
	高付加価値	・ 初めての産業財産権（特許権、実用新案権）出願に係る経費 ・ 初めての医療機器製造・販売登録に係る経費	
	人材育成	・ 研修・講習会（技術支援）の受講料 ※実施機関は、公益財団法人、公益社団法人、独立行政法人に限る。	
	国際標準化 機構規格	・ 初めて国際標準化機構規格（ISO）の認証を受けるための審査及び登録に係る経費	
	環境貢献	・ 簡易版環境マネジメントシステム（K E S, E A 2 1）認証取得初回審査登録料	
BCP策定	・ 感染症対策を含めたBCP又は事業継続力強化計画を初めて策定する際に係る経費		
新事業展開、IT・DX化枠 ②(※)	・ 新製品の開発、新分野進出、技術革新及びサプライチェーン毀損への対応に係る経費 ・ DXやIT化推進に係る経費 ・ コーポレートブランディングに係る経費	250万円	

※申請については、区分①または区分②のどちらか一方に限ります。

※区分①については、複数メニューの申請が可能ですが、合計の補助額は10万円を上限とします。

※区分②について、令和2年度及び令和3年度に同補助金の交付を受けた事業と同じ事業、関連又は延長等とみなされる事業は除きます。

**事業計画提出期限：令和4年6月30日**

**交付申請期限：令和5年1月31日**

※ただし、事業の完了日から起算して30日を経過した日又は上記期限のいずれか早い日までを交付申請期限とします。

詳細は、ホームページにてご確認ください。

八尾市 意欲ある補助金

検索

※区分①、区分②共に令和4年4月1日から令和5年1月31日までに契約・発注・納品・検収・支払いした事業が対象となります。

※区分②「新事業展開、IT・DX化枠」は、令和4年6月30日までに事業計画を提出し、審査の結果、事業計画が補助金対象として採択される必要があります。



問い合わせ先

八尾市 産業政策課 地域企業支援係

☎ 072-924-9356 ✉ sangyou1@city.yao.osaka.jp